

令和3年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月24日（木）午後1時30分から午後3時15分まで

2. 開催場所 勤労者会館 2階 会議室A・B

3. 出席委員 (12人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男

4. 欠席委員 (4人)

委員	8番	新井 勉
委員	12番	大拙 孝
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第11号までについて

議案第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の  
手続等に関する規程の改正について

議案第2号 佐野市農地移動適正化あっせん基準及び佐野市空き家に付属した  
農地の別段面積取扱基準の改正について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に  
ついて

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第9号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第10号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願い します。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、12名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号12番 大拙 孝委員、議席番号14番 川田恒夫委員、議席番号15番 澁江修身委員の4名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は12名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 相場重雄委員、議席番号13番 野村春男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第11号までであります。

まず、議案第1号「佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手続等に関する規程の改正について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手続等に関する規程の改正について、委員会の議決を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

佐野市農地最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手続等に関する規程の一部を改正する訓令

佐野市農地最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手続等に関する規程(平成28年佐野市農業委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

附則 この訓令は令和3年7月1日から施行する。

新旧対照表をご覧ください。表の左側が現行の規程、右側が改正案です。別記様式第1号の表面・裏面で、農地利用最適化推進委員候補者推薦届の

個人による推薦の様式です。別記様式第2号、こちらは団体による推薦の様式の表面・裏面です。別記様式第3号、こちらは推薦ではなく候補者自身が応募する様式です。改正部分は、それぞれの様式の中の下の方にあります、押印の表示にアンダーラインが引かれている「㊟」の部分を削除し、押印を不要とする変更でございます。

本改正につきましては、行政手続きの簡素化、市民の負担の軽減・利便性の向上を図るため、市民や事業者が市で行う手続きの署名押印について、全庁的に見直しを行うものです。契約書や請求書、委任状など、法的に押印を要するものなどは押印存続となりますが、それ以外は原則として押印を廃止する方針として令和3年7月1日からの運用開始を目指し、市長部局においては6月の議会において関係条例の整理がされたところでございます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番  
若田部委員

農業委員についても同様の改正になるのでしょうか。

事務局

農業委員についても規定がございますが、佐野市農政課が所管になりますので、条例の改正を行うこととなります。内容については、推進委員と同様、7月1日からの押印廃止になります。

9番  
若田部委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、提案のとおり議決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「佐野市農地移動適正化あっせん基準及び佐野市空

き家に付属した農地の別段面積取扱基準の改正について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 佐野市農地移動適正化あっせん基準及び佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の改正について、佐野市農地移動適正化あっせん基準及び佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の改正について、委員会の議決を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

議案第1号の「規程」の改正と主旨は同じで、こちらは「基準」の改正となります。

佐野市農地移動適正化あっせん基準及び佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の一部を改正する告示

(佐野市農地移動適正化あっせん基準の一部改正)

第1条 佐野市農地移動適正化あっせん基準(平成29年佐野市農業委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第8号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

(佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の一部改正)

第2条 佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準(平成31年佐野市農業委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

新旧対照表をご覧ください。横向きのレイアウトとなりますが、表の左側が現行、右側が改正案です。第1条の「佐野市農地移動適正化あっせん基準」に関する別記様式です。あっせんに関する申出人等に押印していただく表示のアンダーラインが引かれている「㊟」を削除し、押印を不要とする変更でございます。第2条の「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に関する別記様式です。申請者に押印していただく表示の「㊟」を削除し、押印を不要とする変更でございます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、提案のとおり議決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条625番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は380日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条626番 契約内容は、賃借権の設定5年です。申請地までの距離は1.1km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類・果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は350日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審



査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条627番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類・果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は350日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条628番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は2.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン1台、田植機1台をリースしております。主な経営作物は、果樹類、米となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条132番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

変更12番について報告します。

変更後の用途は、「一般住宅」となります。

次に「許可後の計画変更承認に基づく検討状況」ですが、検討事項1から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「承認相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番

若田部委員

〇〇年だと〇〇年前になりますよね。〇〇年前に許可したものが、なぜ今になって変更の申請がされたのですか。

事務局

〇〇年前に当初計画者はお父様から贈与で受け取って、貸住宅敷地にする計画で許可を受けております。転用許可を受けたが、実行されていないケースが多数見られたことにより、現在ですと完了の報告を求めていたり、残高証明や融資証明の提出を求めていたり、その計画が実行性のあるものかどうかを確認したうえで許可を出すこととなっております。当初計画者については、資金面の問題により、計画が実行されずに土地の管理をしていた状態でしたが、その土地に一般住宅を建てたいという方が居た

ので、新たに申請がなされたという経緯であります。

9 番  
若田部委員

現行の法律においては、計画の実行性、完了まで確認することになっているのですね。過去に許可を受けた案件について、月日がかなり経った今になって転用行為が行われてしまうことはあるのでしょうか。

事務局

農地法施行が昭和 27 年になります。それ以降であれば、当初許可を受けた用途で転用行為がされればそのまま完了になる場合もあると思います。しかし許可を受けている用途と違う場合は、登記地目を変える際に、法務局から農業委員会へ照会が来ることになります。

9 番  
若田部委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 5 号については、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第 5 号については、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第 6 号の説明をさせます。

事務局

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和 3 年 6 月 24 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 6 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第 6 号について、調査班、お願いします。

調査班

5 条 8 1 8 番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種

農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。  
5条819番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。  
5条820番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。  
5条821番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。  
5条822番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。  
5条823番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許

可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条824番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いいたします。

調査班 非農地478番について報告いたします。  
願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま  
す。  
願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して  
おり、非農地証明は妥当であると思われま

議 長 ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。こ  
れより議案第7号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番 若田部委員 なぜ〇〇市に住んでいる方が、今回の申請をされたか、経緯を教えても  
らえますか。

事務局 回答いたします。現在願出人は〇〇市にお住まいですが、以前はこちら  
に住んでおりました。現在は空き家になっており、誰も住んでいません。  
願出人が所有する土地を整理したいというご希望があり、住宅も含めて土  
地の売却を検討したところ、農地台帳に掲載がある農地であることが分か  
ったため、今回の申請がなされました。

9番 若田部委員 わかりました。

議 長 これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号に  
ついて、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号は、願いのとおりに証明するこ  
とに決定いたしました。

次に、議案第8号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題  
といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第8号について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外77番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「集落接続」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外78番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。許可基準は、「代替地なし」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外79番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「集落接続」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外80番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第2種農地」に該



当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。許可基準は、「集落接続」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外81番について報告します。

「調査に係る意見」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「農用地以外」となります。

また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「非農地証明の見込みは、有り」と思われます。

農振除外82番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「集落接続」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外83番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「集落接続」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外84番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「集落接続」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号 9 番 若田部明委員、どうぞ。

9 番  
若田部委員

農振除外 80 番について質問いたします。変更理由の中で自宅敷地と作業スペースが不足しているとありますが、自宅敷地がどのくらいあるのか、また何の作業スペースなのかを教えてください。

事務局

申出人は近隣の山林の木材を使ってシイタケの栽培を行っております。案内図の斜線が引かれている部分が農業に係る作業スペースになりますが、申出人は農家要件をお持ちなので、農家住宅の敷地拡張〇〇㎡とその他シイタケ栽培に係る作業スペース合わせて〇〇㎡の申請となっております。

9 番  
若田部委員

ありがとうございます。2つ目の質問ですが、議案第8号については、佐野市長から協議がありましたと記載がございますが、どのような意味合いなのでしょう。

事務局

佐野農業振興地域整備計画については、市農政課で農振地域を定めており、その中で農振農用地とそれ以外の白地と呼ばれる農地と区域分けがございます。基本的に農振農用地内の農地は農業用の用途でしか使用できません。それを一般住宅などの農業以外の用途で使いたい場合、除外の手続きを行うということが佐野農業振興地域整備計画の変更にあたります。実際に相談があった際は、市農政課の担当者と一緒に転用担当者も対応しています。除外ができる要件が5つ定められており、それに該当するかどうかを市農政課で確認し、農業委員会は除外されたときに転用の見込みがあるのかどうかを判断することになります。その相談の段階で許可見込みがあると判断したので今回申出がなされておりますが、今回の議案第8号の意味合いについては、除外後の転用の見込みがあるかどうかの正式な回答が求められているということになります。

9 番  
若田部委員

わかりました。農政課の判断について、農業委員会がタッチできない部分がありますよね。先ほど説明があった除外の5要件について、市農政課が認めているのであれば、我々農業委員会は意見できませんよね。

事務局

佐野市長から除外相当であるので、除外の手続きをとりますとなった際は、その後新たに転用許可の申請がなされることとなります。除外はできたのに転用許可ができないということがないように、農業委員会が除外されたら転用許可の見込みが有るという回答を事前にしてあげるという意味であります。

9番  
若田部委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結します。お諮りいたします。議案第8号について、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第8号については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。  
令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第9号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更30番について報告します。  
2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許可の例外事由に該当します。  
また、一般基準は記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。  
以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有

り」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第9号の佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第10号の説明をさせます。

事務局

議案第10号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第10号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第10号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第10号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第11号の説明をさせます。

事務局

議案第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第11号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の1番について、議席番号1番川上美由紀委員が議事参与の制限に該当します。

川上美由紀委員の退室をお願いします。

(川上美由紀委員 退室15:13)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の1番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、利用権設定関係の1番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川上美由紀委員の入室をお願いします。

(川上美由紀委員 入室15:14)

次に、利用権設定関係の1番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の1番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、利用権設定関係の1番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時15分閉会